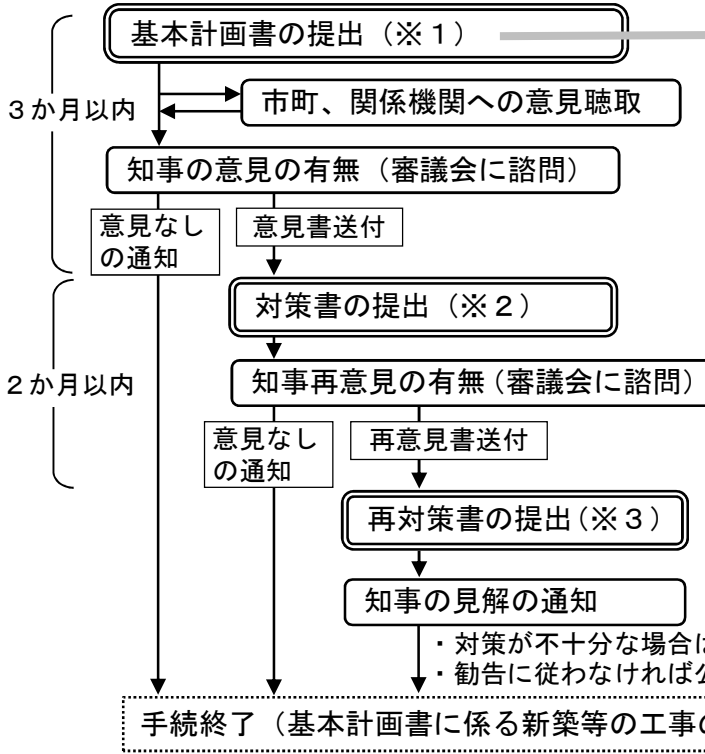


大規模集客施設条例・大規模小売店舗立地法 手続フロー

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例



【事業者に影響調査を求める事項】

- (1) 県・市町のまちづくり計画（広域土地利用プログラム、都市計画マスタープラン等）との整合
- (2) 駐車場（台数、出入口位置等）
- (3) 道路交通への影響
- (4) 道路以外の公共施設への影響
- (5) 景観の形成への影響

※これらの影響調査の結果等を基本計画書に記載

- ※1：大規模小売店舗立地法の届出・建築確認申請の前に行う。  
 ※2：大規模小売店舗立地法の届出・建築確認申請（対策に伴う計画変更に係るもの）の前に行う。  
 ※3：大規模小売店舗立地法の届出・建築確認申請（再対策に伴う計画変更に係るもの）の前に行う。



大規模小売店舗立地法

